

## 第4章 分野別計画が伝えたいこと

“こうべ”の市民福祉総合計画2015は、広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であるとともに、市民や事業者の主体的な参加により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

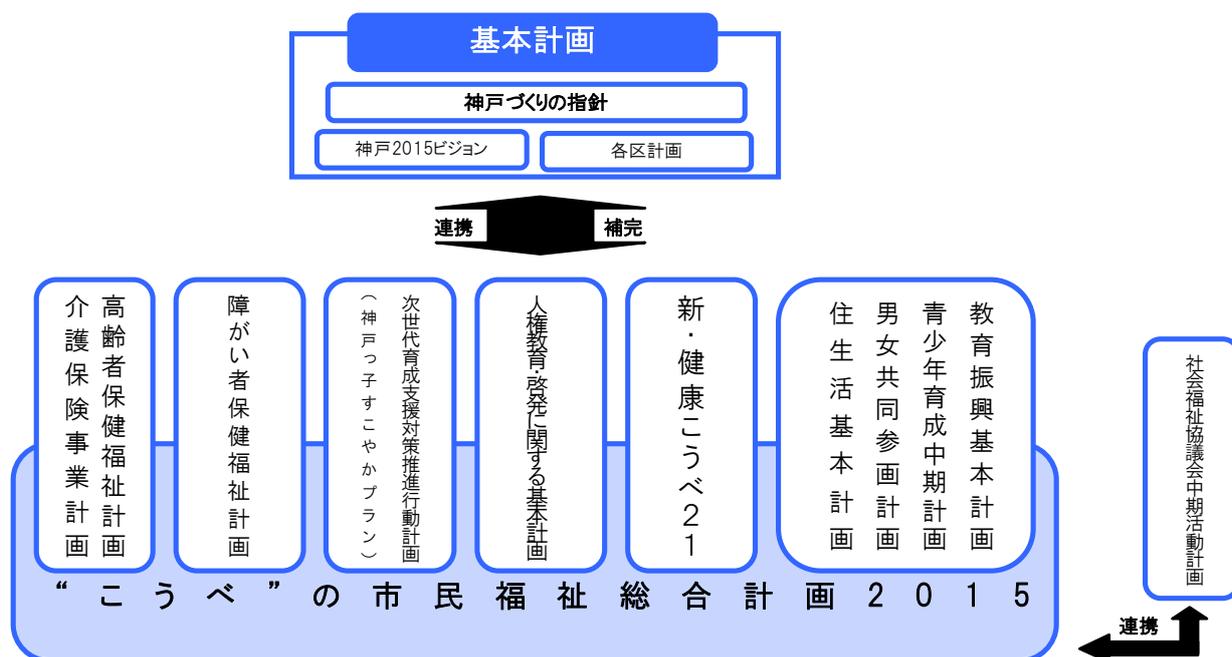
市では、本計画と併せ、高齢者保健福祉計画・障がい者保健福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画などの福祉分野ごとの計画や、住生活基本計画、男女共同参画計画、教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画を策定し、各分野における課題解決に向けて、取り組んでいます。

また、神戸市社会福祉協議会においても、中期計画を策定し、地域福祉の向上のために、取り組んでいます。

本計画では、市民福祉の総合的視点から、これらの分野別計画等と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けて隙間を作らないよう対応していくとともに、地域福祉の視点から、市民や事業者の主体的な参加により、地域福祉の推進を図っていきたいと考えています。

例えば、福祉の複合的な課題をかかえた市民に対し、身近な場所にある相談窓口“つなぎ”、必要に応じて分野ごとの専門機関に“つなぎ”、分野を越えた課題に関しては、分野別の専門機関同士を“つなぎ”、その後の地域での見守りに“つなぐ”、といった形で、課題の解決に向けて連携して対応していきたいと考えています。

ここでは、各分野別計画が、計画期間において、重点的に取り組む施策の方向性を示すとともに、地域福祉の視点から、地域住民との協働と連携により推進する施策の方向性を示します。



分野別計画の概要 一覧

計 画 名 称	計画期間	各計画において重点的に取り組む事項	地域住民等との協働により取り組む事項
<b>1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</b>			
○高齢者保健福祉計画 老人福祉法等に基づく、高齢者の居宅生活支援事業、福祉施設による事業等、高齢者保健福祉施策の体系的推進に関する計画	平成 23 年度 ～27 年度	○すみなれた地域での自立生活支援 ○地域見守り活動の充実・新たな担い手の育成 ○高齢者の社会参加の促進	○地域において支え合うための共助のしくみづくりや、ボランティアやNPOとの連携強化による地域福祉活動の促進
○介護保険事業計画 介護保険法に基づく、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画	平成 21 年度 ～23 年度	○健康づくり・介護予防の総合的推進 ○安全・安心な住生活環境の確保 ○介護保険制度の適切な運営の確保	○ちょっとした日常生活における困りごとを地域の住民の方の少しの協力・支えあいのもとで行う活動の促進
<b>2. 神戸市障がい者保健福祉計画</b> 障害者基本法に基づく、市の福祉・保健・医療など障がいのある人の基本的な施策に関する計画	平成 23 年度 ～27 年度	○相談支援体制の充実 ○施設や精神科病院からの地域移行、定着支援 ○就労支援の充実 ○療育体制の充実	○障がいのある人を地域で支えるための、地域自立支援協議会を中心としたネットワークの構築と地域の多様な主体の参画の推進 ○地域での見守りや防災を支援するための支援体制づくり
<b>3. 神戸次世代育成支援対策推進行動計画</b> 次世代育成支援対策推進法に基づく、子育て支援に関する取組みを集中的・計画的に進めるための行動計画	平成 22 年度 ～26 年度	○母性並びに子どもの健康の確保と増進 ○地域における子育て支援の充実 ○仕事と子育ての両立支援 ○子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備 ○要保護児童等への対応強化 等	○「つどいの広場」事業の推進 ○事故や犯罪などの危険を未然に防止し、子どもの安全を確保するための、関係機関の連携 ○地域との連携による児童虐待の早期発見・早期支援
<b>4. 神戸市人権教育・啓発に関する基本計画</b> 「人権教育及び啓発の推進に関する法律」等を踏まえ、「ともに築く人間尊重のまち」の実現を目指した、人権教育・啓発に関する施策の推進に関する計画	平成 23 年度 ～27 年度	○従来からの人権課題に加え、新たな人権課題としてインターネットによる人権侵害、犯罪被害者等の人権、性的マイノリティの人権に関する教育・啓発	○身近にある様々な人権課題を自分自身のこととして解決に参画し、人権の尊重されたまちづくりにつながる市民の取組みへの支援
<b>5. 新・健康こうべ21</b> 国の「健康日本21」及び健康増進法に基づく、市民の切れ目のない健康づくりや市民の健康課題を踏まえた施策等に関する計画	平成 13 年度 ～24 年度	○ライフステージ別の健康づくりと環境整備 ○メタボリックシンドローム対策 ○がん対策 ○自殺対策 ○たばこ対策	○健康増進を目指した一次予防の取組みとして、区を拠点として、市民主体の健康づくりや多様な実施主体による連携のとれた効果的な健康づくり活動の推進
<b>6. 神戸市住生活基本計画</b> 住生活基本法の趣旨を踏まえ、市民の安全で豊かな住まいの実現を目指し、住まい・住まい方に関する施策の方向性等を示した計画	平成 23 年度 ～32 年度	○耐震性等の確保による安全な住まいの実現 ○住宅確保要配慮者の居住の安定確保 ○環境にやさしい住まいの実現 ○神戸市すまいの安心支援センター(すまいるネット)を核とした総合支援の充実 等	○地域団体やNPO法人等との連携による、住宅確保要配慮者への支援 ○住宅ストックを活用した、公的な支援活動の場の提供 ○障がい者の地域移行に伴う住まいの確保 等
<b>7. 神戸市男女共同参画計画</b> 国の男女共同参画基本計画等の策定に合わせ、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会の実現への取組みに関する計画	平成 23 年度 ～27 年度	○ワーク・ライフ・バランスの推進 ○女性の活躍推進 ○男性にとっての男女共同参画の推進 ○地域における男女共同参画の推進 ○配偶者等からの暴力(DV)対策の強化 等	○地域団体、企業、NPO法人等による、地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ○地域における男女共同参画の推進 ○地域におけるDV対策の推進
<b>8. 神戸市青少年育成中期計画</b> 青少年行政の指針である「こうべユース・プラン」に掲げる理念に基づく、青少年の健全育成への取組みに関する計画	平成 23 年度 ～27 年度	○すべての青少年が自立・成長していくための環境づくり ○すべての青少年が安心して過ごすことのできる環境づくり	○市民全体で青少年を健全に育むための、青少年育成協議会支部や家庭、地域、学校などが連携した、地域全体の青少年の健やかな成長を見守る環境づくり
<b>9. 神戸市教育振興基本計画</b> めざすべき子ども像(「心豊かにたくましく生きる人間」)、市民とともに創造する教育の方向性及び具体的施策などを定めた、神戸の教育に関する計画	平成 21 年度 ～25 年度	○豊かな心の育成 ○学校教育の充実 ○障がいのある子どもへの教育の充実 ○「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興 ○学校施設の耐震化の推進	○家庭・地域・学校が一体となって学校教育を支援する(仮称)「神戸っ子応援団」事業推進 ○保護者、地域、関係団体等の協力による、子どもの安全確保のための地域ぐるみの見守り活動の推進
<b>10. 神戸市社会福祉協議会中期活動計画</b> 公民協働の地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会・区社会福祉協議会が連携・役割分担のもとに進めていく「神戸の社会福祉協議会」の方向性と神戸市社会福祉協議会の活動・事業の推進に関する計画	平成 23 年度 ～27 年度	○地域福祉に参加する「人づくり」 ○身近な地域で支え合う福祉コミュニティづくり ○市民の安心・安全のためのセーフティネット構築 ○専門的な技術、知識、経験を要する福祉サービスの提供	○福祉の心を醸成し、住民相互の見守り活動や支えあい活動を支援 ○市民のニーズを受けとめ、地域の多様な主体とのネットワーク化を図り、課題解決に向けた協働の取組みを推進 ○市民が地域で自立した生活が送れるよう市民参加のもとに「成年後見支援センター」を運営

## 1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

### (1) 基本理念等

これからの高齢社会を活力あるものにしていくためには、高齢者自身が地域の担い手の一員として活躍できる社会の実現と「地域」を重視したまちづくりを進める必要があります。このため、高齢者保健福祉計画では、「住みなれた地域で自立した生活を安心して続けるために」を基本目標とし、基本的な考え方として、1. 高齢者の協働と参画による地域づくり、2. 高齢者の選択と自己決定の保障、3. 高齢者の安全と安心を支える、の3点を基本的な考え方として策定しています。

また、介護保険事業計画では、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるにあたっての基本理念として、1 高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるように、2 安心してサービスを利用できるように、3 持続的な介護保険制度の運営、を定めています。

### (2) 重点施策

#### ① 分野別計画として

##### ○ 住みなれた地域での自立生活支援

- ・ 住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続けられるよう、地域見守り活動を充実させるなど高齢者の状況を把握するとともに、保健、医療、福祉の専門家が連携して本人の状態像に見合う質の高いケアの提供に努めます。また、かかりつけ医や訪問看護ステーションなど在宅医療との連携を進め、地域包括ケアシステムによる在宅生活支援の仕組みの充実を検討します。短時間巡回型訪問介護など新たな24時間365日の在宅生活支援の仕組みについても引き続き研究を進めます。
- ・ 小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスを地域包括ケアの中軸として整備を図ります。
- ・ あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を中心に地域包括ケア、高齢者の総合生活支援を推進するとともに、高齢者の自己決定に基づくサービス利用を支援するため、適切な情報提供の機会や相談体制の充実に取り組めます。
- ・ 認知症疾患医療センターを核に、福祉と医療の連携による、地域における認知症ケア体制の強化に取り組めます。

- ・ 高齢者虐待については、関係機関と連携し虐待防止と早期発見に努めます。また、高齢者虐待による重篤な状況を一時的に回避し、悪化防止を図るためなど、在宅介護の継続を前提とした緊急的な短期入所利用の需要に対応するしくみづくりを行います。
- 地域見守り活動の充実・新たな担い手の育成
  - ・ 身近な地域で安心して暮らせるよう、あんしんすこやかセンターの見守り推進員が地域の民生委員等と協力して行っている地域見守り活動を、市域において住民同士が支えあう仕組みとして地域と協働した地域見守りシステムを構築します。また、新たな見守りの担い手として見守りボランティアの発掘・育成を進めるとともに、区役所、区社協、民生委員、地域団体、NPOなどによる多様で重層的な見守り体制を構築します。
- 高齢者の社会参加の促進
  - ・ 高齢者支援、環境、子育てなど地域コミュニティにある多様な生活課題について、高齢者が自らの経験やノウハウを活かして地域に貢献できるような社会参画を推進し、高齢者の生きがいを創造します。
  - ・ これまで地域活動に参加してこなかった方や団塊の世代が、地域の支え合い活動に参画する仕組みを創設します。
- 健康づくり・介護予防の総合的推進
  - ・ 要支援・要介護状態になる前の方から重度認定者の方まで、一人ひとりの「生きがい」や心身の状況に応じて、できるだけ質の高い生活が続けられるよう、健康づくりから介護予防、悪化防止に取り組を進めます。
- 安全・安心な住生活環境の確保
  - ・ 住宅施策と連携して、高齢者の安心なすまいの確保に取り組むとともに、施設・居住系サービスの身近な地域での整備や居住環境の向上を図っていきます。
- 介護保険制度の適切な運営の確保
  - ・ 介護保険は、保険料と税金で支えられている市民の「助け合い」の制度であり、市民の皆様が信頼される制度運営を心がける必要があります。そのために制度を無駄なく運営していくとともに、地域の関係機関との連携、サービス従事者の人材育成などにより、サービスの質の向上を図ります。

- ・ 今後高齢化がますます進展するなかで、介護労働者の確保・定着は不可欠です。市では国や事業者との役割分担のもと、介護分野の社会的評価の向上や介護人材の確保・定着に努めます。

## ② 地域福祉の視点から

### ○ 共助のしくみづくりとボランティア活動の促進

- ・ 超高齢社会では、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能してこそ、高齢者の質の高い生活が確保されと考えられます。そのため、介護保険の充実を図りながらも、地域において一人ひとりが支え合い、役割をもっていくための共助のしくみづくりや、そのためのボランティアやNPOとの連携の強化による地域福祉活動の促進に取り組みます。
- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように、ちょっとした日常生活における困りごと（電球替え・ごみ出し・入退院時の手続き・雨の日や体調不良時の買い物など）を地域の住民の方の少しの協力・支えあいのもとで行う活動を支援します。

## 2. 神戸市障がい者保健福祉計画

### (1) 基本理念等

障がいの有無にかかわらず各々の個性が尊重され、一人の市民として同じ立場で暮らしていける「こうべ」をめざしていきます。

### (2) 重点施策

#### ① 分野別計画として

##### ○ 相談支援体制の充実

- ・ 障がい者の地域で自立した生活を支えるため、各区に設置されている障害者地域生活支援センターについて訪問支援など相談機能の充実を図ります。
- ・ 障害者就労推進センターの増設を図るとともに、視覚障がい者、聴覚障がい者等を対象とした専門相談窓口を設置します。
- ・ 発達障害者相談窓口と障害者地域生活支援センターとの一元化により、発達障害者相談窓口の全市展開を図るとともに、より専門的な相談に対応できるようにするため発達障害者支援センターの相談機能を強化します。
- ・ これらの多様な相談窓口のネットワーク化を図ることで相談支援体制の充実を図ります。

##### ○ 施設や精神科病院からの地域移行、定着支援

- ・ 施設や精神科病院などに入所・入院中の障がい者が地域へ移行し、地域社会の中で自立した生活を継続的に営むことができるよう、グループホームや民間住宅・公営住宅など多様な居住の場の確保に努めるなど、地域への移行と定着を図る施策を推進します。
- ・ また、地域自立支援協議会を中心に、事業者や当事者のみならず民生委員やふれあいのまちづくり協議会の参画による支援ネットワークの充実により、地域生活の定着を支援します。

##### ○ 就労支援の充実

- ・ 障がい者就労のさらなる促進のため、労働、保健福祉、教育などの関係機関とのネットワークを強化し、区ごとの就労支援ネットワークの構築を進めます。

- ・ 事業主が障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の誘致、農業分野での福祉起業やパティシエ養成の取組みに対する支援や、ICTの活用による在宅就労の促進など、障がい者の就労機会のさらなる拡充を図ります。また福祉的就労についても、工賃のアップを目指した授産商品の新規開発や販路拡大など、一層の充実を目指します。
- ・ あわせて発達障がい者など新たな障がいに関する企業啓発や訓練の場の確保、障がい特性に配慮した市役所での訓練雇用及び様々な形態による就労の場の提供などを行うとともに、生活面の支援を含めより地域に密着した就労支援を進めます。

#### ○ 療育体制の充実

- ・ 重度・重複障がい児への療育の充実に加えて、知的障がい児や発達障がい児などへの療育体制の充実を図ります。
- ・ また、通園施設の障がい種別の見直しや専門的職員による地域支援機能の強化など、身近な地域で障がい児支援ができるよう通園施設等のあり方についても検討を進め、「個別の支援計画」に基づく療育ができる体制の構築を図ります。

### ② 地域福祉の視点から

#### ○ 地域福祉力の向上

- ・ 障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、障がいのある人を地域で支えていく仕組みを構築します。
- ・ そのため、地域自立支援協議会を中心に区を単位とした地域に密着したネットワークを構築します。ネットワーク構築に当たっては、地域活動の担い手である民生委員・自治会・婦人会・ボランティア・障がい当事者などの参画をさらに推進します。
- ・ 個々の障がいのある人の地域での見守りや防災を支援するには、区よりも更に網の目の細かな体制づくりが必要となるため、地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会等の協力も得ながら、支援体制づくりに取り組みます。
- ・ ハード面だけでなく、個々の障がいのある人の見守りや防災を具体的に支援する人材を1小学校区ごとに発掘できるよう検討していきます。その際、地域の人に役割が集中しすぎないように、専門的知識を有する人との役割分担を明確にし、連携を図ります。

### 3. 神戸市次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画 (神戸っ子すこやかプラン)

#### (1) 基本理念等

子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、すべての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てることができるよう、子育てを社会全体で支えるまち

#### (2) 重点施策

##### ① 分野別計画として

##### ○ 母性並びに子どもの健康の確保と増進

##### ・ 生まれるまでの母子保健の充実

妊娠の届出時及び母子健康手帳交付時に、全妊婦に対して保健師が面接し、妊娠・出産について悩んでいる方への相談援助に取り組むとともに、ハイリスク妊婦の早期発見・早期支援に努めます。また、妊婦とそのパートナーを対象とした両親教室を開催し、育児負担が母親だけに偏らないように、子育ては父親・母親が2人で協力して行うものという啓発を行います。

##### ・ 生まれてからの母子保健の充実

新生児全戸訪問指導を実施しており、子育ての問題点を早期に把握し、子育ての不安だけでなくその他の問題も含めて不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけるとともに、産後うつの早期発見・早期支援にも努めます。

##### ○ 地域における子育て支援の充実

##### ・ 地域施設・人材を活用した子育て支援

地域においてより一層安心して子育てできる環境づくりを進めるため、「つどいの広場」事業を実施しており、保育所、幼稚園、児童館や大学などの施設や地域子育て支援センター、主任児童委員、育児サークルリーダーなどの人材を活用し、保護者や乳幼児が気軽につどうことによって、育児の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安への軽減を図ります。

○ 仕事と子育ての両立支援

・ 保育サービスの充実

近年増加している保育需要に対応するため、保育所整備を進めるとともに、就学後も含めた多様な保育ニーズに応えるため、保育所の延長保育や休日保育、一時保育、病児・病後児保育、学童保育などの充実にも努めます。

・ 男女共同参画の推進

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動を自らの希望に沿って展開できるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進するため、市民や事業者に対して啓発活動を行います。

○ 特色ある教育の推進

・ 分かる授業の推進と学力の向上

神戸らしい特色ある教育を進めるために策定した学習指導標準「神戸スタンダード」を基に、確かな学力を育てます。また、平成18年度から始まった「分かる授業推進プラン」をさらに充実させ、学力の向上を目指したいっそうの推進を図ります。

○ 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

・ 子どもの安全の確保

交通安全の確保を図るため、学校等で交通安全教室を開催し、正しい交通ルールを学ぶ交通安全教育を行います。また、犯罪等から守る活動として、学校で防犯教室を開催するとともに、地域と連携し、全小学校に結成されている「子ども見守り活動隊」による地域ぐるみの見守り体制の強化を進めます。

○ 要保護児童等への対応強化

・ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待への対応の中心であるこども家庭センターの相談・対応体制や児童虐待に関するアセスメントの機能の充実を図ります。また、区子育て支援室についても市民に身近な相談機関としての機能の充実を図るとともに、福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、地域全体で子どもを守る体制づくりを進めます。

- ・ 社会的養護体制の充実  
児童福祉施設において、近年、虐待を受けた児童や知的障がい児、軽度発達障がい児等の児童の入所が増加しており、心理的なケアや個別的なケアの充実を進めます。

## ② 地域福祉の視点から

### ○ 地域と連携した子育て支援

- ・ 地域主体による広場事業の拡充  
主任児童委員や育児サークルリーダーなど地域の方々が中心となり、地域福祉センターなどで実施する「つどいの広場」事業を進めます。
- ・ 地域での子どもの見守り  
事故や犯罪などの危険を未然に防止し、子どもたちの安全を確保するために、「こども110番 青少年を守る店・守る家・守る車」との連携を図るとともに、あいさつ運動などを通じ、地域で子どもたちを見守る機運を高めます。
- ・ 地域との連携による児童虐待防止対策  
地域の関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、地域との連携のもと、児童虐待の早期発見や早期支援に努めます。

## 4. 第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画

### (1) 基本理念等

「みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸」をめざし、ユニバーサルデザイン（ハード・ソフト両面から、誰もがくらしやすい社会を作る）、ソーシャル・インクルージョン（誰も孤立したり排除されたりすることなく、社会に参加することを推進する）、ダイバーシティの尊重（一人ひとりのさまざまな違いを認め、多様性を尊重する）、協働と参画から協創へ（すべての人が主体的に意思決定に参加し、問題解決に取り組む）などを基本理念として、施策を推進していきます。

### (2) 重点施策

#### ① 分野別計画として

- 従来の女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者・元患者等に加え、新たな人権課題としてインターネットによる人権侵害、犯罪被害者等の人権、性的マイノリティの人権を取り上げ、教育・啓発に取り組めます。
- また、経済のグローバル化等の社会・経済情勢の変化に伴い、若者などが社会から孤立し疎外されていることを、社会から排除された状態であり人権に関わる問題としてとらえています。

#### ② 地域福祉の視点から

- 人権問題の解決のためには、人権教育・啓発に加えて、地域を構成するすべての人たちが、身近にあるさまざまな人権課題を自分自身のこととして解決に参画し、協働して取り組んでいくことが重要です。

震災で得た貴重な教訓—共に生きることの素晴らしさ—を生かした、絆・支えあう心をさらに深めることにより、地域での見守り等の取り組みや世代間交流などの動きが広がれば、生活の中に人権尊重の理念も浸透していき、地域での人権の尊重されたまちづくりにつながります。

このような市民のまちづくりへの取り組みを積極的に支援することにより、「みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸」の実現を図ります。

## 5. 新・健康こうべ21

### (1) 基本理念等

一次予防の重視、市民主体の健康づくり、多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進、といった基本方針に基づき、すべての市民が健康で、心豊かに生活できる活力ある社会とするため、早世の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目指します。

### (2) 重点施策

#### ① 分野別計画として

##### ○ ライフステージ別の健康づくりと環境整備

- ・ すべての市民が健康で、心豊かに生活できる活力ある社会とするため、ライフステージごとに健康課題、行動指標、数値目標を掲げ、市民の主体的な生涯を通じた健康づくりを推進します。

(各ライフステージにおける重点項目)

乳幼児期・学童期

：「基本的な健康習慣の習得・確立」、「食育の推進」

思春期・青年期

：「性感染症予防、たばこ・薬物対策」、「食育の推進」、「女性のやせ」

壮年期前期・後期

：「メタボリックシンドローム対策」、「がん予防」、「こころの健康づくり対策（うつ・自殺対策）」

高齢期

：「介護予防」

##### ○ メタボリックシンドローム対策

- ・ 腹部に内臓脂肪が蓄積することにより、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすい状態であるメタボリックシンドロームに関しては、例えば、男性の肥満者が増加している、特に若年代での増加が目立つといった課題があり、生活習慣の乱れが健康の阻害要因であることについての正しい知識の普及と情報提供をさらに推進します。

##### ○ がん対策

- ・ 市における死因の第1位であるがんに関しては、本市のがん検診受診率が全国値・兵庫県値と比べて低い水準であるといった課題があり、受診啓発チラシの全戸配布、地域ボランティアや医療機関などによる地域での声かけ運動などを展開していきます。

- 自殺対策
  - ・ 全国と同様、市でも平成 10 年に自殺者が大幅に増え、その後も高水準で推移していることから、かかりつけ医と精神科医との連携の構築を図るなどの取組みを進めていきます。
  
- たばこ対策
  - ・ 喫煙による健康への影響及び副流煙による受動喫煙の影響が社会的に大きな問題となっており、たばこと健康に関する正しい知識の普及啓発や「受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づき、多数の人が利用する施設などでの禁煙を推進していきます。

② 地域福祉の視点から

- 健康増進を目指した一次予防のための取組みとして、区を拠点として、市民主体の健康づくりや多様な実施主体による連携のとれた効果的な健康づくり活動を推進していく中で、地域の中でのネットワークを構築し、地域に対する効果的な支援を行うことを通じて地域力の拡充を図ります。

## 6. 神戸市住生活基本計画

### (1) 基本的認識等

住まいは、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であり、「市民の安心で豊かな生活にとって不可欠な基盤」です。この認識のもと、神戸が10年後、「誰もが安全、安心に住まうことができる」、「自分にあった住まい・住まい方を選択できる」ようになり、「活力のある地域を住まいから創り出す」ことができることをめざします。

### (2) 施策の方向性

#### ① 分野別計画として

安心で豊かな住生活をめざし施策を推進していくにあたり、市民には、住まい手として、「大切に住まう」「近隣に配慮して住まう」役割や家族や向こう三軒両隣り、マンション管理組合、そして近隣等と「共に住まう」役割があります。地域団体には、住まい手の集まりとして、良好なコミュニティづくりや地域での助け合いの精神による個々の住生活への支援を行う役割やさらに地域の安心で豊かな住環境づくりに取り組む役割があります。

市は、住宅セーフティネットの確保やこれらの『住まう主体（住まい手）』、民間事業者などの『住まいの供給に関わる主体』及び住生活関連サービス事業者などの『住まい手を支援する主体』の役割が十分に機能し、かつ連携しあえるよう地域の実情を踏まえた住生活への総合支援を行っていきます。

そして、住生活に関わる多様な主体の協働と参画により、施策を推進していきます。

- 住まいの適法性、耐震性、防犯性の確保により安全な住まいを実現します。
- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保、高齢者・子育て世帯などへのライフステージに対応した居住支援を行います。
- より長く使うことを意識した住まいづくりの支援や環境にやさしい住まい方の普及により環境にやさしい住まいを実現します。
- 住み替えがスムーズにできる環境づくりや空家ストックの有効な活用によるニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出します。

- 身近な地域での魅力ある住環境づくりの支援、分譲マンション・民間賃貸住宅の管理・運営に関する適切な支援及び密集市街地・ニュータウンなど課題を抱える地域への対応により人と人とのつながりを大切にしたい住まいづくりを支援します。
- 住まいに関するプラットフォーム機能の強化や分かりやすい住情報の発信等により神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）を核とした住まい手への総合支援を充実します。

## ② 地域福祉の視点から

- 地域団体や住生活に密着した活動を行っているNPO法人等と連携し、地域で安心して住み続けることができるよう住宅確保要配慮者を支援します。
  - ・ 地域における住生活関連サービスとのネットワークを創設  
身近な地域で高齢者や障がい者、子育て世帯等へ、耐震化やバリアフリー化のための助成制度等、住まいに関する情報が届きやすくなるようネットワークづくりを行います。  
そのため、すまいるネットと地域団体、NPO法人等やあんしんすこやかセンター等の福祉サービスの支援センターとの連携による取組みを推進します。
- 高齢者・障がい者の生活支援サービスや子育てサービスといった公的な支援活動の場として市営住宅の空住戸や集会所を提供するなど、様々な施策と連携した住宅ストックの有効活用を図ります。また、今後さらに市営住宅入居者の高齢化が進むことが予想され、あんしんすこやかルームなどの見守り活動を継続、拡充し、地域と連携した取組みを進めます。
- 障がい者が「施設から地域に住まう」流れのなか住まいの確保に取り組めます。
- 地域の住環境向上やコミュニティの活性化を図るために、良好な状態の空家や空地について、地域のニーズにあった活用を進めていく仕組みを検討します。

## 7. 神戸市男女共同参画計画（第3次）

### (1) 基本理念等

市民のだれもが性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる「夢と活力あふれる神戸」を市、市民、事業者の協働により実現する。

### (2) 重点施策

#### ① 分野別計画として

##### ○ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ こうべ男女いきいき事業所表彰の実施  
男女共同参画の取組みの進んでいる事業所を表彰し、啓発を強化します。
- ・ 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進を支援します  
ワーク・ライフ・バランス推進のモデル地域である六甲アイランドにおいて、地域団体や企業と共に、仕事と子育ての両立を応援するNPO法人の活動拠点の取組みなどを支援します。

##### ○ 女性の活躍推進

- ・ 女性活躍推進プログラムの実施  
女性が就業を継続するためには、仕事と家庭の両立支援の取組みが必要ですが、就業継続した女性が、さらに、自らのキャリア形成に努め、能力を発揮し、企業の活性化に貢献できるよう、女性管理職の少ない中小企業等において、将来リーダー的な役割を期待される女性の活躍推進を支援する研修プログラムを実施します。

##### ○ 男性にとっての男女共同参画の推進

- ・ 男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境の整備  
男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現する社会を目指し、働き方の見直し等、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境整備を推進します。また、定年等により退職した男性について、地域活動等に参画できるよう支援します。

##### ○ 地域における男女共同参画の推進

- ・ 地域における意思決定システムへの女性の参画の促進  
地域における男女共同参画を推進するための啓発を行います。
- ・ 幅広い世代の市民が地域活動へ参画する機会の増加  
それぞれの立場やライフスタイルに応じて地域活動へ参画する機会の増加を図ります。

- 配偶者等からの暴力（DV）対策の強化
  - ・ 「神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画(第2次)」の推進  
神戸市配偶者暴力相談支援センター等相談窓口のさらなる機能強化、DV被害者の子どもへの支援、DVを防止するための教育・啓発の推進、DV被害者支援を担う関係者の連携強化に取り組みます。
  
- 市役所の事業所としての取り組み
  - ・ 仕事と子育ての両立支援のための相談・情報提供  
各局室区の男女共同参画推進員（男女共同参画サポーター）による取り組みを進めます。
  - ・ 職員研修等の実施  
「仕事・子育ていきいき両立プラン～神戸市特定事業主行動計画～」や、男女共同参画や係長選考などについての内容を取り入れた職員研修の実施等により、ワーク・ライフ・バランスの意識を高め、男性職員の育児休業等の取得率の上昇および女性職員の係長昇任選考受験者が増加するような取り組みを積極的に行います。

## ② 地域福祉の視点から

- 地域とともに、ワーク・ライフ・バランスを推進しています
  - ・ 地域団体、企業、NPO法人等による、地域におけるワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを支援します。モデル地域である六甲アイランドにおいては、仕事と子育ての両立を応援するNPO法人の活動拠点の取り組みを引き続き支援します。
- 地域における男女共同参画の推進
  - ・ 地域における意思決定システムへの女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動などへ男女双方が参画し、若者から高齢者までの幅広い世代の地域住民がそれぞれの立場やライフスタイルに応じて地域活動へ参画する機会の増加に努めます。
- 地域におけるDV対策の推進
  - ・ 地域において、DV被害者を発見しやすい立場にある民生委員児童委員等福祉関係者と連携し、DV対応ハンドブックを利用した研修会やDV防止キャンペーンを実施します。

## 8. 青少年育成中期計画

### (1) 基本理念等

昭和 57 年に策定された青少年行政の指針である「こうべユース・プラン」の理念を継承しながら、青少年の現状と課題を踏まえ、一人ひとりの青少年が未来に希望を持ち、自己実現を図りながら自立した人間として成長できるよう、行政だけでなく家庭や学校、地域など社会全体での取組みを進めていくために策定しています。

### (2) 重点施策

#### ① 分野別計画として

##### ○ すべての青少年が自立・成長していくための環境づくり

##### ・ 体験活動の促進

青少年が心豊かに健やかに成長するうえで必要とされる、自然体験や社会体験、ボランティア活動を推進するとともに、スポーツや芸術、伝統文化に触れる機会を提供していきます。

また、国際化社会に対応できる青少年を育成するため、異なる文化や言語にふれ、違いを認め、多文化共生についての理解を深めることを目的に、国際交流の取組みを進めていきます。

##### ・ 青少年の居場所づくりの推進

青少年が家庭や学校の他に地域での自主的な活動を通じて、自分の夢ややりたいことに挑戦するとともに、仲間づくりや異世代との交流を安心して行うことのできる「中高生の活動拠点」を整備し、青少年の自主的な活動を支援していきます。

##### ・ 若者の就業支援

キャリアカウンセリングや心理カウンセリングを中心とした、若者の就業支援を目的としてNPOが実施している「こうべ若者サポートステーション事業」への支援を引き続き行うとともに、各種団体や企業の協力のもと、社会体験や就労体験ができる事業を拡大するなど、若者の社会的自立、就業への支援を行います。

##### ・ 課題を抱えた若者の自立支援

ニートやひきこもりをはじめとした、就労や社会とのつながりを築くことに課題を抱える若者に対して、心理カウンセリング、訪問相談事業等を行うとともに、保護者を対象としたセミナーの実施など、きめ細かな支援を実施していきます。

また、若者の自立支援に取り組んでいるNPOや民間団体、精神保健機関や生活保護機関、教育機関等で構成する「こうべ若者自立支援ネットワーク会議」を通じて、各関係機関が相互に連携を図り、次代を担う若者が、社会的自立にむけて明るい希望を抱くことができるよう、若者に対する自立支援体制を充実していきます。

○ すべての青少年が安心して過ごすことのできる環境づくり

・ 見守り活動の推進

子どもたちの安全と安心を守るため、こども110番「青少年を守る店・守る家」や「青少年を守る車」の運動を拡充するとともに、「青少年を守る店・守る家」の協力を得て、兵庫県警の「ひょうご防犯ネット」からの不審者情報などを学校の通学路などに掲示し、黄色い旗を掲げることで地域の子どもたちに注意喚起を行う「地域みはり番（イエローフラッグ）制度」を全市に展開していくなど、地域における子どもたちの安全体制の整備を推進していきます。

・ ネット社会・ケータイ社会への対応

情報メディアを有効に活用できるよう啓発していくとともに、氾濫する情報を青少年自身が主体的・合理的に選択・判断する能力（メディアリテラシー）を身に付けるための学習会などの取組みを通して、携帯電話やパソコンを正しく利用できる青少年を育てていくための環境を整えていきます。

② 地域福祉の視点から

○ すべての市民で青少年を育む環境づくり

・ 協働・連携の強化

地域全体で青少年の健全育成に取り組んでいく機運の醸成を図ります。

また、市民全体で青少年を健全に育むため、概ね小学校区ごとに組織された青少年育成協議会支部が中心となって取り組んでいるスマイルハートあいさつ運動や、こども110番訪問活動など、家庭や地域、学校との連携を深め、こどもの安全確保に取り組んでいきます。

さらに、保護者をはじめ地域の人々が各種事業を主体的もしくは協働により実施することで、家庭や地域との連携をより一層深めながら、地域全体の青少年の健やかな成長を見守る環境づくりに努めていきます。

## 9. 神戸市教育振興基本計画

### (1) 基本理念等

「人は人によって人になる」という理念のもと、家庭・地域・学校が手を携えながら、新しい時代を切り拓くことのできる「心豊かでたくましい人間」の育成を目指します。

### (2) 重点施策

#### ① 分野別計画として

##### ○ 豊かな心を育成します

- ・ 「こうべっ子 豊かな心育成プラン」の推進

幼小中高を通じた体験活動の充実を図り、豊かな感性や自然を大切にす  
る心、命を大切にする心、助け合いの心、勤労観や公共心等、豊かな心の  
育成に努めます。

##### ○ 学校教育を充実します

- ・ 確かな学力と意欲の向上

授業評価やアンケートの活用、先進的な取組みを発信することなど授業  
の改善を図るとともに、新学習指導要領の全面実施に対応する学習指導標  
準「神戸スタンダード」に基づき、特色ある教育課程の編成、知識・技能  
の定着、活用する力の向上等により、児童生徒の生きる力を育みます。

##### ○ 障がいのある子どもへの教育を充実します

- ・ 特別支援教育に関する相談・支援体制の充実

こうべ学びの支援センターと通級指導教室の連携や役割分担により、で  
きるだけ身近な地域での専門相談対応を可能にし、通級指導や在籍校への  
巡回相談等の支援を行います。また、特別支援学校では、施設・設備や専  
門性を生かして地域の小・中学校への助言・援助や保護者等への教育相談  
を行います。これらにより、発達障がいを含む様々な障がいについての相  
談・支援体制を構築し、神戸らしい特別支援教育に関するセンター的機能  
の充実を図ります。

- ・ 複数の障がい対応できる特別支援学校の整備

特別支援学校の老朽化対策・耐震化とあわせて、できるだけ居住地に近  
い学校への通学を可能とするため、複数の障がいに対応できる特別支援学  
校整備に取り組みます。

- ・ 特別支援学校における一人ひとりに応じた教育のさらなる推進  
特別支援学校において、一人ひとりの子どもの障がいの状態及び発達の段階や特性に応じた教育をさらに推進するため、乳幼児期からの発育を踏まえ、卒業後までの一貫した支援を行うことを目的とした「学びの支援ネットワークプラン（個別の教育支援計画）」の内容の充実を保護者とともに図ります。さらに、教職員の専門性の向上や専門家の指導等により、このプランを踏まえた「個別の指導計画」に基づく授業の改善を図ります。

○ 「する」「みる」「ささえる」スポーツを振興します

- ・ 神戸総合型地域スポーツクラブの充実

子どもから大人まで地域で身近にスポーツを楽しめる拠点として全小学校区に展開する「神戸総合型地域スポーツクラブ」について、クラブ間の連携・交流や自立化への支援を強化し、活動内容の充実を図ります。

○ 学校施設の耐震化を推進します

統合予定校を除く小中学校及び幼稚園は、2011年度末までに耐震化を完了させます。統合予定校についても地域や関係者等との協議を進め早期の耐震化完了をめざします。また、高等学校及び特別支援学校については、そのあり方を含めた整備計画を策定し、早期に耐震化に着手します。

② 地域福祉の視点から

○ 地域と一体となった教育を支援します

- ・ （仮称）「神戸っ子応援団」事業の推進及び教育・地域連携センターの活用  
家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域ぐるみで子どもを育てるため、学習支援、登下校見守り活動など、家庭・地域・学校が一体となって学校教育を支援する（仮称）「神戸っ子応援団」（学校支援地域本部）事業を推進します。

また、学校の教育活動に対する地域からの支援を充実するため、旧二葉小学校を活用した地域人材支援センター内の教育・地域連携センターにおいて、教職員OBや教職員をめざしている大学生等を中心とした支援員の発掘や人材バンクへの登録を行い、すべての人材を独自に確保することが困難な学校のニーズに応じた支援員の紹介を行います。

- ・ 「子ども見守り活動隊」の活動推進

子どもの安全確保を図るために、保護者・地域・関係団体等の協力を得て、全市立小学校において結成されている「子ども見守り活動隊」への録者数を増加させるとともに、見守り活動事例集の活用等により地域ぐるみの見守り活動を推進します。

## 10. 神戸市社会福祉協議会中期活動計画

### (1) 基本理念等

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」の理念を共有し、公民協働の地域福祉を推進していきます。

社会福祉協議会では、人と人のつながりを大切にし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる福祉コミュニティづくりを市民、活動者、事業者、行政等多様な主体の参加・協働のもとで推進していきます。

複雑化・複合化する市民のニーズを受け止め、市民の生活支援を基本におきながら、関係者と課題を共有し、協働して解決への道筋をつけていきます。

ソーシャルインクルージョンを基本理念とし、取組みにあたっては、セーフティネットやユニバーサルデザインの視点を大切にします。

### (2) 重点施策等

- 市民の福祉意識を醸成するための啓発運動や福祉学習を進め、地域福祉に参加する「人づくり」を行うとともに、社会福祉協議会活動の市民への浸透を図る広報活動を積極的に展開します。
  - ・ 「ふれあいのまち KOBE・愛の輪運動」の推進、福祉体験学習等の実施
  - ・ ボランティア、地域活動者、社会福祉事業従事者、NPO、コミュニティビジネス等地域福祉に参加する人々の養成・研修（市民福祉大学等）
  - ・ ボランティア活動の推進等
  
- 各区社会福祉協議会との連携のもとに、住民相互の支え合い活動を育成・支援するとともに、複雑化・複合化する市民のニーズを受け止め、課題の共有から解決への道筋をつけるコミュニティソーシャルワーク機能を強化します。
  - ・ 地域の多様な主体の参加・協働による重層的な地域見守り活動のネットワークを構築するとともに、地域住民が互いに助け合い支え合える共助の仕組みづくりを支援していきます。
  - ・ 制度の谷間や枠外にある市民ニーズ、複雑化・複合化する市民ニーズを受け止め、生活支援を基本におきながら、関係者と課題を共有し、解決への道筋をつけます。また、そのための地域におけるニーズ把握や総合相談機能を強化します。
  - ・ 民生委員やふれあいのまちづくり協議会等の地域住民組織、ボランティアグループ、NPO、事業者、社会福祉施設、あんしんすこやかセンター等の専門機関や行政等とのネットワーク化を推進し、（仮称）地域ケア会議を開催し協働して課題解決にあたっていきます。

- ・ 小地域レベルで対応が困難な福祉課題については、関係行政機関や専門機関、NPO等とネットワークを構築し、サービスや資源の検討・開発を行い、地域の実情に応じた必要な取組みを先駆的に実施します。
- また、普遍化が必要なものについては、施策化の提言も行っていきます。
- 市民の安心・安全を担保する福祉のセーフティネットの構築のための事業を公共性の高い団体として責任ある体制のもと実施します。
    - ・ 成年後見支援センター（市民後見人の養成、後見活動の支援等）
    - ・ 生活福祉資金貸付 等
  - これまでの多様な事業実施により蓄積された専門的な技術、知識、経験、ノウハウを活かし、より高度な専門性が必要とされるサービスにも取り組んでいきます。
    - ・ 専門的機能を有する拠点児童館の設置・運営
    - ・ 障がい児の療育指導、障がい者の地域生活支援
    - ・ 若年認知症者支援 等

「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」と連携を図り、公民協働の地域福祉を推進します。

- 地域福祉に参加する主体としての「人づくり」を行います。
- 身近な地域での「共助」をベースとした見守りや支え合いなどの地域福祉活動を育成・支援します。
- 地域福祉への多様な主体の参加を促進し、全市、区、概ね中学校区、小学校区、近隣の各圏域での重層的なネットワークを構築するとともに、それぞれの圏域の地域福祉の課題解決に向け連携・協働して取り組めるよう地域福祉のコーディネーターとしての役割を担います。
- 新たな福祉課題に対応する先駆的・試行的事業についても取組みを進め、普遍化すべきものについては、施策化の働きかけも行っていきます。
- 市民のセーフティネット構築のための事業を公共性の高い団体として、責任ある体制のもと実施していきます。
- これまで蓄積された専門的な技術、知識、経験、ノウハウを活かし、市民のニーズをもとに、より高度な専門性が必要とされるサービスにも取り組んでいきます。